

品質管理システム概要書(2019年3月29日現在)

監査事務所名 KDA監査法人
代表者名 佐佐木 敬昌

1. 品質管理に関する責任の方針及び手続

当監査法人は、当監査法人及び個々の監査業務における品質を合理的に確保するため、「監査に関する品質管理基準」、「監査における不正リスク対応基準」、品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」及び監査基準委員会報告書220「監査業務における品質管理」に準拠して、当監査法人における品質管理に関する方針及び手続を定めています。

また、当監査法人の社員会の代表者は、品質管理に関する適切な方針及び手続を定め、品質管理のシステム(不正リスクに対応するためのものを含みます。以下同じ)の整備及び運用に関する責任を負い、当監査法人の品質管理のシステムに関する最終的な責任を負っています。

「不正リスクへの対応」

不正リスクに関する品質管理の責任者は、品質管理担当責任者としております。なお、当監査法人は、不正リスクに留意して品質管理に関する適切な方針及び手続を整備し運用しております。

2. 職業倫理の遵守及び独立性の保持のための方針及び手続

(1) 職業倫理

監査業務に係る職業倫理に関する規定を遵守することを合理的に確保するために、倫理規則第2条に基づき、次のような職業倫理の遵守に関する方針及び手続を定めております。

- ① 誠実性の原則
- ② 公正性の原則
- ③ 職業的専門家としての能力及び正当な注意の原則
- ④ 守秘義務の原則
- ⑤ 職業的専門家としての行動の原則

(2) 独立性

当監査法人は、専門要員及び該当する場合は独立性の規定が適用されるその他の者が職業倫理に関する規定に含まれる独立性の規定を遵守することを合理的に確保するために、独立性の保持のための方針及び手続を定めております。

また、独立性の保持のための方針及び手続に対する違反を識別した場合、これに対する適切な措置を講じるため、専門要員、品質管理担当責任者、業務執行社員等について、それぞれ遵守すべき制度を定めております。

(3) ローテーションの方針及び手続

当監査法人は、監査業務の主要な担当者（業務執行社員、それと同程度以上に実質的な関与をしている補助者等）の長期間の関与に関して、方針及び手続を次のように定めております。

- ① 大会社等の監査業務については、監査業務の主要な担当者に対して倫理規則等で定める一定期間（7会計期間）のローテーションの義務付け及び
- ② 大会社等以外の監査業務については、監査業務の主要な担当者が長期間継続して同一の監査業務に従事している場合、監査業務の目的や内容（公共性の程度等）及び業務執行社員が同一の監査業務に従事している期間などを考慮し、独立性を阻害する馴れ合いを許容可能な水準に軽減するためのセーフガードの必要性を決定することとしています。

3. 契約の新規の締結及び更新の方針及び手続

当監査法人は、関与先との契約の新規の締結又は更新に関する方針及び手続を以下のように定めています。

関与先との契約の新規の締結又は更新を行う際は、原則として、それぞれの状況において必要と考えられる情報を入手し、当監査法人の規模、時間及び人的資源などと業務を実施するため専門要員の適性及び能力、さらに、関連する職業倫理に関する規定の遵守、関与先の誠実性等を検討し、契約の新規の締結や更新に重要な影響を及ぼす事項がない場合にのみ契約の新規の締結又は更新を行います。

問題点が識別されたにもかかわらず、当監査法人が関与先と契約の新規の締結又は更新を行う場合、当監査法人がその問題点をどのように解決したかを文書化することとしております。

「不正リスクへの対応」

当監査法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務に係る、監査契約の新規の締結及び更新の判断に関する方針及び手続を、以下のように定めています。

- ① 不正リスクを考慮して監査契約の締結及び更新に伴うリスクを評価する。不正リスクの考慮には、関与先の誠実性に関する理解が含まれる。
- ② 新規の締結時、及び更新時はリスクの程度に応じて、審理委員会が指名する適切な者が当該評価の妥当性を検討する。

不正リスク対応基準が適用される監査業務について、監査責任者は、監査契約の新規の締結及び更新に当たり、上記の手続が適切に行われていることを確かめなければならないとしております。

4. 専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任の方針及び手続

当監査法人は、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に準拠して業務を実施すること及び当監査法人又は監査責任者が状況に応じた適切な監査報告書を発行できるようにすることを達成するために、必要とされる適性、能力及び経験並びに求められる職業倫理を備えた十分な専門要員を合理的に確保するため、人事に関する以下の方針及び手続を定めています。

- ① 採用
- ② 適性及び能力（業務を実施するだけの時間の確保を含む。）

- ③ 評価、報酬及び昇進
- ④ 専門要員の必要数の予測

「不正リスクへの対応」

当監査法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務がある場合には、専門要員が監査業務を行う上で必要な不正事例に関する知識を習得し、能力を開発できるよう、当監査法人内外の研修等を含め、不正に関する教育・訓練の適切な機会を提供することとしています。

5. 業務の実施

(1) 監査業務の実施及び適切な監査報告書の発行を合理的に確保するための方針及び手続

当監査法人は、監査業務の品質を合理的に確保するために、日本公認会計士協会から公表された監査基準委員会報告書、監査・保証実務委員会等の委員会報告や実務指針に準拠し、研究報告等を参考として、監査業務の実施に関する方針及び手続を監査マニュアルとして定めております。当該方針及び手続には、監査業務の実施、監査チームへの指示、監督及び査閲、専門的な見解の問合せ、監査上の判断の相違、監査事務所内における監査責任者の全員の交代を含んでおります。

「不正リスクへの対応」

不正リスク対応基準が適用される監査業務について、監査責任者は、不正リスクに適切に対応できるように、監査の進捗状況等を踏まえて監査業務を監督する責任を負います。

不正リスク対応基準が適用される監査業務について、監査責任者は、不正リスクに適切に対応できるように、当監査法人内での監査責任者の交代等を踏まえて監査調書を査閲する責任を負います。

(2) 専門的な見解の問合せの方針及び手続

当監査法人は、専門的な見解の問合せに関する方針及び手続を以下のように定めております。

- ① 専門性が高く、判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっていない事項に関して、適切に専門的な見解の問合せを実施すること
- ② 専門的な見解の問合せが適切に実施されるように、十分な人材等を確保すること
- ③ 専門的な見解の問合せの内容及び得られた見解を文書化し、専門的な見解の問合せの依頼者と助言者が同意すること
- ④ 専門的な見解の問合せから得られた見解に対処すること

「不正リスクへの対応」

当監査法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合、又は不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、必要に応じ当監査法人内外の適切な専門的知識及び経験等を有する者に問合せ、入手した見解を検討することとしております。

不正リスク対応基準が適用される監査業務については、監査責任者は、監査チームが入手した見解の検討の手續を適切に実施する責任を負います。

(3) 審査の方針及び手續

当監査法人は、審査を行う機構として審理委員会とレビューパートナー制を設け、原則として、全ての監査業務について審理委員会による契約の審査を行い、また、審査担当社員（レビューパートナー）による監査計画及び監査意見形成のための監査業務に係る審査を行うこととし、以下のとおり方針及び手續を定めております。

- ① 審査の内容、実施時期及び範囲
- ② 審査担当社員（レビューパートナー）の適格性
- ③ 審査担当社員（レビューパートナー）の客観性
- ④ 審査の記録及び保存
- ⑤ 審査を実施しない場合

また、当監査法人は、審査が完了するまで監査報告書を発行しない方針であり、監査報告書の日付は、審査の完了日以降としています。

さらに、監査責任者は、審査に関して、以下の事項を行わなければならないとしています。

- ① 監査中に識別した重要な事項（審査中に識別されたものを含む。）について審査担当社員（レビューパートナー）と討議する。
- ② 審査が完了した日以降を監査報告書日とする。

「不正リスクへの対応」

当監査法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、審査担当社員（レビューパートナー）が審査において評価する重要な事項や監査チームが行った重要な判断には、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況を識別した場合、不正による重要な虚偽表示の疑義があるかどうかの判断が含まれ、審査担当社員（レビューパートナー）は、不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、修正後のリスク評価及びリスク対応手續が妥当であるかどうか、入手した監査証拠が十分かつ適切であるかどうかについて、検討しなければならないとしております。

(4) 監査上の判断の相違を解決するための方針及び手續

当監査法人は、監査チーム内、監査チームと専門的な見解の問合せの助言者との間、又は、監査責任者と審査担当社員（レビューパートナー）との間の監査上の判断の相違を解決するための方針及び手續を以下のように定めております。

- ① 専門的な見解の問合せを行った者は、監査上の判断の相違に関して到達した結論及びその対処について、適切に文書化しなければならない。
- ② 監査報告書は、監査上の判断の相違が解決しない限り、発行してはならない。

「不正リスクへの対応」

当監査法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、同一の企業の監査業務を

担当する監査責任者が全員交代した場合、不正リスクを含む監査上の重要な事項を適切に伝達しなければならず、監査責任者は、不正リスクを含む監査上の重要な事項の伝達が行われていることを確かめなければならないとしております。

(5) 監査ファイルの最終的な整理及び監査調書の管理・保存の方針及び手続

当監査法人は、監査報告書日後、適切な期限内に監査ファイルの最終的な整理を完了するため、監査ファイルの最終的な整理、また、当該監査調書の管理や保存及び廃棄に関する方針及び手続を定めております。

6. 品質管理のシステムの監視

(1) 監査事務所の品質管理に関する方針及び手続の監視のプロセス

当監査法人は、品質管理のシステムに関するそれぞれの方針及び手続が適切かつ十分であるとともに、有効に運用されていることを合理的に確保するために、品質管理のシステムの監視に関するプロセスを定め、当該プロセスには、品質管理のシステムに関する日常的監視及び完了した監査業務の定期的な検証を含めております。

当監査法人は、日常的監視に以下の事項の検討を含めております。

- ① 新たに公表された職業的専門家としての基準及び適用される法令等と当監査法人が定める品質管理の方針及び手続への反映の状況
- ② 独立性の保持のための方針及び手続の遵守についての確認書
- ③ 訓練を含む継続的な職業的専門家としての能力開発状況
- ④ 契約の新規の締結及び更新状況
- ⑤ 実施すべき是正措置と品質管理のシステムの改善の決定（教育・訓練に関する方針及び手続への反映を含む。）状況
- ⑥ 品質管理のシステムの理解又は遵守の程度について発見された不備に関する当監査法人内の適切な専門要員への伝達状況
- ⑦ 品質管理の方針及び手続に必要な修正を速やかに行うための当監査法人内の適切な専門要員によるフォローアップ状況

「不正リスクへの対応」

当監査法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、監査業務における不正リスクへの対応状況について、定期的な検証により、以下に掲げる項目が当監査法人の品質管理の方針及び手続に準拠して実施されていることを確かめることとしております。

- ① 監査契約の新規の締結及び更新
- ② 不正に関する教育・訓練
- ③ 業務の実施（監督及び査閲、当監査法人内外からもたらされる情報への対処、専門的な見解の問合せ、審査、同一の企業の監査業務を担当する監査責任者が全員交代した場合の引継を含む。）
- ④ 監査事務所間の引継

(2) 識別した不備の評価、伝達及び是正の方針及び手続

当監査法人は、日常的監視及び定期的な検証によって発見された不備の影響を評価し、これが速やかな是正措置が必要な、組織的、反復的又はその他の重要な不備に該当するかを判断し、該当する場合は、品質管理担当責任者は、改善を要する事項を検討し、適切な措置として、伝達及び是正を実施する方針及び手続を定めております。

(3) 不服と疑義の申立ての方針及び手続

当監査法人は、以下の事項に関して、当監査法人内外からもたらされる情報に適切に対処することを合理的に確保するために、不服と疑義の申立てに関する方針及び手続を定めております。

この方針及び手続の一部として、当監査法人は、専門要員が不当な取扱いを受けることなく不服と疑義の申立てを行うことができるように、明確に定められた内部通報等の制度を定めております。

「不正リスクへの対応」

当監査法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、当監査法人内外からもたらされる情報に対処するための方針及び手続を、以下のように定めております。

- ① 不正リスクに関連して当監査法人内外から当監査法人に寄せられた情報を受け付ける。
- ② 当該情報について、関連する監査責任者へ適時に伝達する。
- ③ 監査責任者は、監査チームが監査の実施において当該情報をどのように検討したかについて、品質管理担当責任者に書面で報告する。

7. 監査事務所間の引継の方針及び手続

当監査法人は、監査人の交代に際して、前任の監査事務所となる場合及び後任の監査事務所となる場合の双方について監査業務の引継が適切に行われることを合理的に確保するために、監査人の交代に関する監査業務の引継について、以下の方針及び手続を定めております。

また、当監査法人は、監査人の交代に関する監査業務の引継についての方針及び手続として、契約の新規の締結及び更新の方針及び手続に留意するとともに、監査基準委員会報告書900「監査人の交代」に準拠するものとしています。

「不正リスクへの対応」

不正リスク対応基準が適用となる監査業務に関して監査チームが実施した引継の状況については、品質管理担当責任者に報告しなければならないとしています。

また、監査責任者は、上記監査チームが実施した引継の状況について品質管理担当責任者に報告されていることを確かめなければならないとしています。

8. 共同監査の方針及び手続

当監査法人は、共同監査の監査業務の品質を合理的に確保するために共同監査に関する方針及び手続を定めています。当監査法人は、共同監査を行う他の監査事務所の品質管理のシステムが当該

監査業務の品質を合理的に確保するものであるかどうかを、監査契約の新規の締結及び更新の際、並びに、必要に応じて監査業務の実施の過程において確かめることとしています。

9. 組織再編を行った場合の対応その他の監査事務所が重要と考える品質管理の方針及び
手続

該当事項はありません。

以 上

※ この品質管理システム概要書は、監査事務所が自己責任の下に作成し、品質管理委員会へ提出したものをそのまま掲載しており、品質管理委員会がこの品質管理システム概要書の記載内容の正確性や妥当性を保証するものではない。